

平成 22 年度第 2 回栃木県大規模小売店舗立地審議会議事録

I 開催日時 平成 22 年 9 月 30 日（木）午後 2 時～午後 3 時 15 分

II 開催場所 ニューみくら 305 会議室

III 議事日程

1 開会

2 議事録署名人の指名

3 議題

(1) 審議事項

・大規模小売店舗の届出に対する意見について

①（仮称）ニトリ宇都宮鶴田店の新設届出（宇都宮市）

(2) 報告事項

・大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

4 閉会

IV 出席者

〔委員〕 小白井敏明、竹澤一郎、戸室康子、橋本康夫、古橋克夫、森本章倫、以上 6 名

〔事務局〕 経営支援課 荒川課長、厚木副主幹（商業活性化担当）、鈴木係長、國谷主査、初谷主事

宇都宮市 経済部商工振興課 島崎主事

V 議事の経過

午後2時、司会の厚木副主幹が開会を宣言し、本日の審議会は委員6人が出席し、栃木県大規模小売店舗立地審議会規則第5条第2項の規定により、有効に成立する旨報告。

古橋会長から、議事録署名人として小白井委員と竹澤委員が指名され、議事に入った。

議題1 審議事項①の「(仮称)ニトリ宇都宮鶴田店の新設届出」(宇都宮市)について、会長の指示により事務局から説明を行った。

その後、会長が委員に意見を求めたところ、会長、委員、事務局の間で以下のような質疑応答があった。

委員 : 必要駐車台数の算出についてはこれで妥当と思われる。家具店の場合、係数的には0.35程度となると考えられ、そこから算定すると必要駐車台数は136台となる。

幹線道路に面した大規模店舗の場合、これまでは付加車線の設置をお願いしてきたと思う。高速で走る車両の急減速による追突が懸念されるが、これまで設置者に対してどのような指導をしてきたのか。

また、入口からの入庫導線については、引き込みが浅いように思われる。出入口の近くに駐車マスが設けられているが、どのような指導をしてきたのか。

事務局 : 付加車線の設置については、行政側からも事業者をお願いしてきたが、①減速レーン設置には一定の長さが必要で一定規模の土地面積が必要となるが土地については借地であることや、②敷地内に駐車台数をできるだけ確保したいという理由により、設置は難しいとの回答であった。

引き込みの長さや駐車場内の構造については、道路管理者を交えて設置者と何度も協議した。この結果、店舗全面駐車場についてはワンウェイとし、公道において駐車待ちの車両が発生しないよう車を流し込めるような構造とした。出入口の位置についても何度も協議を重ね、ようやくこの位置となった経緯がある。

委員 : 国道4号に面したニトリ宇都宮店には付加車線があるにもかかわらず、新設店舗に設けないのは適当ではないのではないか。

委員 : 都市計画の見地からは郊外の幹線道路に鈴なりに店舗が立地するのは適当でないと考えられる。今後、同じような施設ができる場合の対応もあることから、この審議会では何らかの指摘をすべきと思われる。

委員 : 意見が出せるのはどのような場合か。

事務局 : 大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定では、「市町村から聴取した意見及び住民等意見に配慮し、指針を勘案しつつ、当該届出をした者に対して周辺環境の保持の見地から意見を有する場合には意見を述べるもの」とされている。

今回の事案では、住民意見はなく、宇都宮市からも意見なしの方向で考え方が出されている。

- 委員 : 当該店舗の場合、交通安全等周辺環境への影響があると考えられる。審議会としては意見を述べるのが適当ではないのか。
- 委員 : 周辺環境への影響という点では、当該案件で審議会として何らかの意思表示は必要だと思う。
- 委員 : 案として、①意見を述べる、②意見はなしとするが付記として留意事項を付ける、③意見なしとするが指導を行政側に任せるという3つの案が考えられるがどうだろうか。
- 委員 : 審議会の意思表示として、文書で形に表した方が良いと思われる。
- 委員 : 今回の案件については、道路管理者も含めた協議の中で、行政側としても議論を重ねた経緯が窺える。付記を付すという方向ではどうか。
なお、当審議会において、本案件について設置者による自主的な付加車線の設置が好ましいという議論があったことは重要である。
- 委員 : 騒音の点について確認したい。騒音の見地から問題はないのか。
- 委員 : 騒音上は問題がないと思われるが、この立地条件の場合、「騒音に係る環境基準について」の「道路に面する地域」の基準値は適用にならないのか。
- 事務局 : 立地法の指針では「道路に面する地域」の基準値は用いていない。

その後、会長が委員に意見を求めたが、特に意見はなく、本案件については「意見なしとするものの、付記として、『県道3号線については、相当の交通量を有するため、来退店経路の周知及び交通安全に留意した来退店車両の誘導に努めるとともに、店舗の新設により周辺交通に影響が生じた場合には、関係機関と協議の上適切な対策を講ずること』」とするとの答申案について委員に諮ったところ、全員異議なくこれを了承した。

なお、委員から、付記の字句については、会長と事務局に一任したいとの申し出があり、全員異議なくこれを了承した。

次に、議題2報告事項の「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」について、事務局から説明が行われたが、特に質疑応答はなかった。

その後、会長から、他に何もなければ閉会にしたいとの発言があり、出席委員の同意を得た後、会長から本日の会議の終了が宣せられ、午後3時15分に審議会は終了した。